

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- 被保険者証の記号及び番号は、保険証に記載されています。
- ② 家族(被扶養者)が受診した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。 被保険者が亡くなられた場合は、申請者(相続人)の氏名、住所、振込先口座をご記入ください。 申請者(相続人)の氏名は被保険者名の横にカッコ書きでご記入ください。 その際、被保険者と申請者(相続人)の続柄が確認できる戸籍謄本(原本)を添付してください。
- ❸ 事業所(事業主)経由で提出される場合は、提出委任に√を付けてください。
- 口座名義が被保険者(申請者)と異なる場合は、「委任状」欄の記入が必要です。 なお、代理人(口座名義人)が当組合の加入員でないときは、続柄が確認できる戸籍謄本(原本)の添付が必要となります。
- ⑤ 「はい」と答えた場合は、別途「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。 詳しくは、当組合(右上の電話番号)にお問い合わせください。
- 受診者が家族(被扶養者)の場合は、氏名、生年月日、戸籍上の被保険者との続柄をご記入ください。
- 医療機関名等をご記入ください。なお、薬剤に係る申請は、その薬局の名称等をご記入ください。医師 氏名、薬剤師氏名が不明の場合は空欄としてください。
- ⑤ ① の被保険者証の記号及び番号を記入した場合、マイナンバーの記入は不要です。

※ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と被保険者の署名(サイン)をご記入ください。

添付書類

医療機関等の窓口で診療に要した費用の 全額を自己負担している場合	① 診療報酬明細書(写)
	「診療報酬明細書(写)」は受診した医療機関等にご依頼く
	ださい。発行ができない場合は「診療(領収)明細書」の記
	入を担当医師にご依頼ください。
	※「診療(領収)明細書」は当組合のHPの申請書類一覧に掲
	載しております。
	② 領収書 (領収明細書) の原本
	診療に要した費用を証明した領収書
当組合の資格はあるが、以前加入していた保険証で医療機関等を受診し、前保険者へ診療に要した費用を返還した場合	① 診療報酬明細書
	② 領収書の原本(前保険者に支払ったことがわかる領収書)
	※いずれも前保険者より交付を受けてください。